［略］		
第六条第一項第一号ニからヘまで及びチ	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
	当該顧客等の	当該代表者等の
第六条第一項第一号ト	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
	当該顧客等の	当該代表者等の
	当該顧客等若しくはその代表者等	当該代表者等
	顧客等に	代表者等に
	顧客等（	代表者等（
	顧客等を	代表者等を
	当該顧客等しか	当該代表者等しか
	当該顧客等が	当該代表者等が
	顧客等と	代表者等と
第六条第一項第一号リからヲまで	当該顧客等	当該代表者等
［略］		

2　特定事業者は、前項において準用する第六条第一項第一号ロ、チ又はリに掲げる方法により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該代表者等の住居に代えて、当該代表者等から、当該代表者等に係る顧客等（国等（人格のない社団又は財団、令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）に限る。次項第三号において同じ。）の本店等若しくは営業所若しくは当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

3　特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ又はチに掲げる方法により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

［一・二　略］

三　当該特定事業者の役職員が、当該代表者等に係る顧客等又は当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の本店等若しくは営業所又は当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所に赴いて当該代表者等に取引関係文書を交付する方法（当該代表者等から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又

［同上］		
第六条第一項第一号ニ及びホ	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
	当該顧客等の	当該代表者等の
［項を加える。］		
第六条第一項第一号ヘからリまで	当該顧客等	当該代表者等
［同上］		

2　特定事業者は、前項において準用する第六条第一項第一号ロ、ホ及びヘに掲げる方法により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該代表者等の住居に代えて、当該代表者等から、当該代表者等に係る顧客等（国等（人格のない社団又は財団、令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）に限る。次項第三号において同じ。）の本店等若しくは営業所若しくは当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けて当該本人確認書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）若しくは当該補完書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）を第十九条第一項第二号に掲げる方法により確認記録に添付するとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

3　特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ又はホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

［一・二　同上］

三　当該特定事業者の役職員が、当該代表者等に係る顧客等又は当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の本店等若しくは営業所又は当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所に赴いて当該代表者等に取引関係文書を交付する方法（当該代表者等から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又